#### 11月29日

- ○事務局次長(大迫 久君) それでは、ご起立ください。黙祷いたします。黙祷。 [起立・黙祷]
- **〇事務局次長(大迫 久君)** 直れ。ご着席ください。
- ○事務局次長(大迫 久君) ご起立ください。一同、礼。 [起立・礼]
- ○議長(兼田勝久君) ただいまから、平成23年第4回姶良市議会定例会を開会します。 (午前10時00分開会)
- **〇議長(兼田勝久君)** 本日の**会議**を開きます。

本日の日程は、配付しております議事日程のとおりであります。

(午前10時00分開議)

〇議長(兼田勝久君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において上村親議員と玉利道満議員を指名します。

○議長(兼田勝久君) 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月21日までの23日間にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(兼田勝久君) 異議なしと認めます。

本定例会の会期は本日から12月21日までの23日間と決定しました。会期日程は、配付しています 日程表のとおりであります。

○議長(兼田勝久君) 日程第3、議長諸般の報告を行います。

市長より、報告第11号 鹿児島県市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約の専決処分について、市監査委員からは例月の現金出納検査の報告書が提出されております。また、11月24日、議会運営委員会前日までに提出された請願等は、お手元に配付しました文書表のとおりであります。

視察の受け入れについて5月30日に福岡県行橋市議会より「姶良市歴史民俗資料館について」、10月25日山形県南陽市議会より「姶良市地域防災計画」について、11月14日に佐賀県唐津市議会より「議会広報の編集発行について」研修の受け入れを行っております。

議長等の出席した主な行事は、お手元に配付のとおりでありますので、お目通し願います。 これで、議長諸般の報告を終わります。

○議長(兼田勝久君) 日程第4、市長の行政報告を行います。

市長より行政報告の申し出がありました。これを許します。

#### 〇市長(笹山義弘君) 登 壇

平成23年第4回姶良市議会定例会にあたりまして、お手元に配付いたしております資料に基づき行政報告を申し上げます。

まずはじめに、国勢調査の結果につきまして申し上げます。

平成22年10月1日に実施いたしました国勢調査の結果につきまして、人口等基本集計結果が総務省より発表になりましたので申し上げます。

本市の人口は、男性3万4,763人、女性4万46人の合計7万4,809人で、世帯数は3万478世帯となっております。

これを前回の平成17年の3町合計と比較しますと、人口で31人の減少、世帯数で982世帯の増加となっており、人口増減率では、龍郷町、鹿児島市、霧島市に次いで0.04%の減少と県内4位の順序となっております。

なお、さきの第1回定例議会で報告いたしました県の集計による速報値より人口で8人の減少、世帯数で69世帯の増加となっております。

また、前回の平成17年との旧町単位での比較では、加治木地区では人口で564人の減少で人口増減率では2.46%の減少、姶良地区では788人の1.76%の増加、蒲生地区では255人の3.51%の減少となっております。

次に、姶良・伊佐地域消防広域化運営協議会の解散につきまして申し上げます。

消防の広域化につきましては、昨年10月1日に姶良・伊佐地域消防広域化運営協議会を立ち上げ、 分科会、専門部会、幹事会及び協議会で検討をしてまいりました。しかし、将来的な資機材整備など に伴う財政負担への不安があり、最終的に調整がつかず、去る11月25日の同協議会におきまして解散 することになりました。

今後は、国と県に消防広域化の課題等をとりまとめて要望書を提出し、また、他の地域の消防広域 化への取り組み等を見極めながら、今後のあるべき姿を模索検討していきたいと考えております。 以上で、行政報告を終わります。

#### ○議長(兼田勝久君) これで、行政報告は終わりました。

#### 〇議長 (兼田勝久君)

日程第5、議案第83号 姶良市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の件 日程第6、議案第89号 姶良市工業開発促進条例の一部を改正する条例の件

を一括議題とし、提案理由の説明を求めます。

## 〇市長(笹山義弘君) 登 壇

ただいま議題となりました議案第83号及び議案第89号につきまして、一括して提案理由を申し上げます。

はじめに、議案第83号 姶良市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の件につきまして、 ご説明申し上げます。 本件は、平成23年9月30日付の人事院勧告に伴い、所要の改正をしようとするものであります。

まず、第1条におきまして、職員の給料表の引き下げ改定を規定し、第2条におきまして改正条例 附則第8条の経過措置について、改定を規定するものであります。

また、附則におきまして、12月支給の期末手当に関する特例措置として、本年4月からのこの改定の実施の日の前日までの期間にかかる較差相当分を年間給与で見て解消するため、引下げ改定が行われる給料月額または経過措置額を受ける職員を対象に、4月の給与に調整率を乗じて得た額に4月から実施の日の属する月の前月までの月数を乗じて得た額と、6月に支給された期末・勤勉手当の額に調整率を乗じて得た額の合計額に相当する額を、12月期の期末手当の額で減額調整する旨を規定するものであります。

次に、議案第89号 姶良市工業開発促進条例の一部を改正する条例の件につきまして、ご説明申し上げます。

本件は、本市の工業の開発を促進するために、市内に工場を新設し、または増設する事業者に対し 3年間に限って特別措置として行っております固定資産税の減免について、近隣市との均衡を図るため、課税免除に改め本市への企業進出を促すものであります。

以上、提案をしております議案2件につきまして、一括してその概要をご説明申し上げましたが、 よろしくご審議の上議決くださいますようお願い申し上げます。

- ○議長(兼田勝久君) 提案理由の説明が終わりました。
- ○議長(兼田勝久君) これから質疑を行います。

まず、議案第83号について質疑を行います。質疑はありませんか。

**〇5番(田口幸一君)** 議案第83号について、私は今回提案された議案第83号の表ですね。昨年のこの 議会に提案された2つ、ここに持ち合わせておりますが、そこでお尋ねをいたします。

まず1番目に、決算も出ましたが、平成22年度の人件費について、ゆっくり申し上げます。

一般会計の総額は幾らであったか。それから北山診療所、国保施設会計の人件費総額は幾らだったか。

それからもう一つ、水道事業会計のここにも特別会計として何人かの職員が働いておられます。その3つの一般会計、国保施設会計、水道事業会計のこの合計額は幾らか。

2つ目に、今市長が提案されました平成23年度の人件費について、この一般会計で幾らになるのか。 それから、同じく国保施設会計では幾らか、水道事業会計では幾らになるのか。その合計額です。で すから、この平成22年度の人件費を①として、平成23年度の人件費を②、だから1から2を引けば、 平成22年度と平成23年度の人件費の差額が出ます。ただいま市長が提案されたのは、引き下げという 提案要旨の説明がございました。ですから、今申し上げたことを説明をしてください。

それから、これは平成23年度で結構ですが、平成23年度の人件費の総額が出ていると思います。これは、平成23年度の総予算額に占める、これは先ほど申し上げましたように一般会計、国保施設会計、水道事業会計の予算ですね。合計の予算、平成23年度。これはきょう提案されたわけですから、きのうまでの補正予算とか、そういうのが何回か行われたと思うんですが、昨日までの数字で結構かと思います。総予算額に占める平成23年度の人件費の割合はどのようになっておりますか。

1回目は以上です。

○総務部長(谷山昭平君) ただいまの質問にお答えいたします。

人件費の各会計別の予算総額にというような、ご質問いろいろいただきましたけれども、人件費の 予算額に占める23年度の総体の割合が18.7%、一般会計が19.0%です。

その他の事項につきましては、総務課長に答弁をさせます。

○総務部総務課長(恒見良一君) 総務課の恒見です。よろしくお願いします。ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、人件費の平成22年度の各会計別の、それから決算の総額ということで1点目ございました。まず、一般会計の決算総額は約51億1,600万でございます。それから国保施設勘定は約3,000万でございます。それから水道事業会計は約2億1,400万でございます。そして合計は、人件費の決算総額といたしましては約53億6,000万、約53億6,000万になっております。

次に、2点目のご質疑の平成23年度人件費の各会計別及び予算総額についてお答えいたします。

まず、一般会計の人件費の額は約52億8,500万、52億8,500万でございます、約。国保施設勘定につきましては約3,000万、約3,000万でございます。それから水道事業会計につきましては約2億1,700万、2億1,700万でございます。これを合計いたしますと平成23年度の予算総額は55億3,200万、55億3,200万というふうになっております。

それから、先ほど決算総額から予算総額を引いた場合ということで、ご質疑あったわけでございますけれども、逆に今申し上げましたように予算総額のほうが多くて、1億7,200万の逆に予算総額のほうが増額になっております。

これは単純に考えますと、減額になるということで今市長のほうでも提案説明があったわけでございますけれども、平成23年度につきましては、退職手当組合費の負担率が1,000分の270が昨年度あったわけですけれども、これが1,000分の340ということになりまして、これに基づきましてただ今申し上げました逆転現象を起こした形で約1億7,200万の増額というような形になっております。以上でございます。

○5番(田口幸一君) 今の市長の提案要旨は引下げということで、今総務課長の説明では平成22年度が約53億円、一般会計、国保施設、水道事業会計ですね。平成23年度の人件費は私は細かい数字までは、一般会計、国保施設、水道事業足したのは55億円ということで、その差額が1億7,000万円、平成22年度から平成23年度を比較すると、1億7,000万円の増と。その理由として、今総務課長が説明されましたように、退職手当組合等の負担金が増の原因になっているということでございましたね。それは了解しました。

それでは、今度は2回目の質疑に入ります。

今ここに議案第53号の表が1級から8級まで再任用職員等の表が出ております。私は昨年に提案された、この2つ持ちあわせておりますが、現在これは部長級だと思うんですが、ここに去年は7級の41号が在職者の最高ということでしたが、そこでお尋ねをいたします。現在在職しておられる職員の中で、最高号給者はどうなっているか。

例えば、昨年は7級の41号で44万3,200円ということでしたが、今年度、きょう現在で7級の何号

で、その金額は幾ら。昨年度は7級の何号で幾らということで、その何級の何号棒の金額と号給をお知らせください。それが減になっているのか、増になっているのか、多分減の市長の提案の要旨の説明がございました。多分減になっていると思いますが、そこ辺のところを説明してください。

それから、もう一つ、ここに再任用職員というのが掲げてございます。これは前年度も今年度も再任用職員について、現在何人の職員が働いておられるのか。そして、昨年の再任用職員の月給、そして今年度の、23年度の月給はどうなっているか。

以上説明を求めます。

# 〇総務部総務課長(恒見良一君) お答えいたします。

まず、はじめのほうの職員の中の最高号給はということであったわけなんですけども、現在7級の43号給に位置づけられております。7級の43号給でございます。単純に給料法で比較しますと、22年度が44万4,800円、それから23年度が44万2,600円ということで、2,200円の一応開きがあるわけなんですけれども、実際ここに、実際の場合は現給保障の関係とか、それから今までの分の減額の分、4月から11月、それから期末勤勉への影響とか、いろいろもろもろ計算いたしますと3万3,000円の影響額が出ております。

それから、再任用者の数ということでご質問あったわけですけれども、これは10人でございます。 現在10人の再任用者がおります。

それから、再任用につきましては、ちょうどページの5ページになりますけれども、今回の議案のちょうど中ほどのほうに再任用職員というのがございます。そこの2級に該当しております。昨年が表でいけば21万4,000円、それから今年度が、もし議決していただければ21万3,400円ということになっております。ただ、この職員につきましては、週5日のところを4日勤務になっていて、短時間勤務になっておりますので、実際は80%の支給になっております。

そういったことで、差し引きますと、給料表でいいますと600円の差額がございますけれども、実際80%で計算しますと480円ということで月額なります。後は計算をする中では、今回の給与改定の影響等をする中では、約6,000円の今回の給与改定の影響額が出ております。

以上でございます。

○5番(田口幸一君) 今1回目、2回目の質疑でよくわかりましたけど、職員の方々は、これはなぜ 1億7,000万円、22年度と23年度を比較して増になったかちゅうのは、退職手当組合等の負担金が23 年度は入っているからこれだけなったと、私はそういうふうに認識をするんですが、22年度は、昨年 度のときはそういう説明はなかったかと思います。

ですから、物価も下がってきて、職員の方々も給与が下がってきていると、その中で一生懸命姶良 市のために頑張っておられるわけですから、最後に心身ともに健康に気をつけて、姶良市発展のため に頑張っていただきたいと思います。

以上で質疑を終わります。

#### ○議長(兼田勝久君) ほかに質疑はありませんか。

○19番(神村次郎君) それでは、質疑をさせていただきます。

人事員勧告を歴史的といいますか、10年ぐらい前から比較をしてみました。2000年以降、一時金の削減が2000年に一時金が4.95あったんですね。それが昨年で3.95になってます、1カ月分減ったんですが。平均給与は予算書にもありますが35万円ぐらいですかね。ちょっと35万円ぐらい減ったという状況になっています。

それから、給料で見ると、10年ぐらいの勧告を見てみると、プラス勧告が数字を足して合わせたやつですが、プラスで0.55%ですね。マイナス勧告がマイナス4.1%になります、これは単純に足したやつですが。このほかに10年の間に勧告をしなかった年、これはやっぱり民間との比較の中で差がなかったと、そういう状況だと思いますが、そういう状況だと思いますが、このことをどのように当局はお考えかお聞きをします。

それから、昨年に引き続いて年齢の高い層、昨年もでしたが、40代、50代の給与に手をつけています。給与のマイナス改定によって、ことし40代の後半で正確ではないかもしれませんが、1万4,000円ぐらいの減額になるんですかね。この賃金はご存じのように退職金にも影響します。そういう条件がありますが、今まで公平に給与改定を行ってきた人事員勧告は、昨年同様に40代、特に50代を中心とした給与のマイナス改定になっています。これで公平性が保てるのか。

よく聞いてみますと、ここの年代で子どもを大学に通わすとか、そういったところで、かなりのやっぱり出費がいると、そういう状況になっています。公平性が保たれるのかと。労働基本権の制約を受けていますが、代償期間として役割は、機能を果たさないと、そのことと。それから、40代、50代で何でここの年代で減額をするのか、お聞きをします。

それから、マイナス改定の実施方法ですが、少し計算をしてみましたが、4月にさかのぼって調整率を乗じるという方法ですね、昨年も同様だったんですが。この調整率の算定の基礎となる額は、給料表のマイナス改定をされた額にかけるんですね。これは結果的に不利益不遡及の原則に反しないか、このことをどのようにお考えか。

それから、人事院は民間給与との比較により勧告をしていますが、民間準拠という言い方でされていますけども、公務員の賃金が下がることで経済は低迷をする、私はそういうふうに思います。

民間給与がさらに下がる悪循環を続けていること、地方では特に、姶良市内でもやっぱり公務員の 賃金が下がることで、ほかの部門にも民間の賃金にも影響を与える。やっぱり地方経済に与える影響 は大きいと思います。地方経済の中で、やっぱり消費生活があります。地方に与える影響が大きいと 思っていますが、このことをどのようにお考えか、お聞きをします。

#### **〇総務部長(谷山昭平君)** ただいま質問いただきましたことについて、ご回答申し上げます。

4点ほどあったかと思いますが、まず1点目については、過去10年来の率についての質問。2点目が50代を中心にした給与改定について公平性がどうかということ。3番目に、4月に遡及することに対してはどう思うかということ。4番目に民間に与える影響はどういったことかというような質問だったかと思います。

これらのことにつきましては、マイナス勧告が続いているわけですが、地域経済に少なからず影響を及ぼすであろうということは新聞報道等によってもされております。しかしながら民間準拠を基本とする人事院勧告が市民の方々の理解を得られるもっとも合理的な方法と考えておりますので、今回審議をお願いしているわけです。

また、給料表の関係につきましては、50代を中心にということでありますが、やはりこれも民間企

業とのいろいろ調査がされた結果であると思っております。また、いろんな発表を見ますと、若い世代に対しては差額を少なくして、50代あるいは50代以降の高年齢者に対して、人勧の減額を多くするというような発表になっているようです。終わります。

**〇19番(神村次郎君)** もっと具体的に答えてほしいんですが、どういう――市長にお伺いしますが、 どういうお気持ちで、ずっと景気が低迷している中で、人事院勧告はマイナスのほうが多いと、そう いう状況ですが、どんな気持ちで人事院勧告のマイナスを実施をするのかお聞きをします。

それから、地方におけるこの賃金の悪循環といいますか、自治体の賃金というのは地場における、 やっぱり目安になっているんですね。そういう状況からいくと、皆低賃金になっていくという状況が 発生します。やっぱり、かなり大きい状況だと思います。特にこの公務員の人たちにやっぱり消費意 欲を持たさんにゃいかんと思うんですね。多分職員うちに帰ると、またことしも減額だったと。奥さ んは耐久消費財を買う予定があっても買わないと思うんですね。控える。そのことが、例えば冷蔵庫 でありテレビであり、まだ、ほかにもあると思いますが、地域に与える影響というのは大きいと思い ます。悪循環をたどっていくというふうに思っています。

昨年ですね、南日本の政経懇話会に来られた高橋伸彰という立命館大学の先生が言っていらっしゃいますが、要するにサービス業は人件費を減らす、そのことでサービスがもっているんだと、こういう言い方をされてますが、耐久消費財と違ってサービスは、人件費を下げていかないと価格を下げられない。サービス業の賃金が下がれば、製造業も賃金を下げる。それでぐるぐると賃金引き下げのスパイラルが起こる。よい処方箋は、こういう言い方をされています。賃金下落に歯どめを打たんにゃいかん。そういう言い方をされています。これは昨年の10月のある新聞に載った、南日本の政経懇話会に来られた先生の話、こういう状況で、地域に与える影響は大きいと。そのことをどのようにお考えるか。市長にお伺いします。

**〇市長(笹山義弘君**) 従来から、この旧3町におきましても、人勧を遵守してやってきたわけでございますが、この人事院勧告は公務員の労働基本権が制約されていることへの代償措置であるということであります。

いわゆる情勢適応の原則に基づきまして、毎年公務員の給与水準を民間企業従事者、従業員の給与水準と均衡させることを基本に行われてきております。今回のようなマイナスの勧告ということにつきましては、地域経済に少なからず影響を与えるということも考えられるわけでございますが、民間準拠を基本とする人事院勧告が市民の理解を得られる、もっとも合理的な方法と考えておりますので、人事院の勧告を尊重するという現在の方針でさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

- **〇19番(神村次郎君)** 先ほどお答えがなかったので、再度お伺いしますが、最後ですが、何で、この40代、50代なのか。それから、不利益不遡及の原則に反しないのか。そこら辺もう1回お聞かせください。
- 〇総務部総務課長(恒見良一君) お答えいたします。

なぜ40代、50代に限るかということでございましたけれども、私どもが説明を受けている中では、

民間の給与水準を上回っているのが、この50歳代だと。人事院勧告については民間企業との比較に基づいて、私どもの公務員というのは今あったような形で、給料の場合はサービス業ですので、そういったものをベースにして決められるものだと認識しております。

そうした中で、民間の給与水準を上回っている50歳代を中心に、今回の場合は40歳代以上を念頭に 置いて引き下げが行われていると、そういうふうに理解してるところでございます。

それから、なぜ不利益不遡及の原則に反しないかどうかということについては、先ほど市長のほうからも答弁があったように、一番今までの中でも代償措置ということでなっているわけなんですけれども、やはり一番合理的な方法という形で市民が理解を得るというものが、この人事院勧告の尊重という形でしていますので、そういう形で今回も提案させていただいたところです。

以上でございます。

# ○議長(兼田勝久君) ほかにございませんか。

**〇24番(堀 広子君)** 今回の議案は、人事院勧告に基づいて改正しようとするものでございますが、 2点ほどお尋ねいたします。

今回の人事院勧告では、月例級が0.23%、金額にいたしますと、わずかでありますけれども、マイナス899円の官民格差があるとして、50歳代を中心に俸給表をマイナス改定すると、こういうふうになっておりますけれども。

当市におきまして、職員の給料削減額の総額は幾らになるかをお尋ねいたします。

また2つ目には、今回の勧告では高齢層における官民の給与較差是正を理由に現給保障を廃止する というふうに勧告ではなっておりますが、この姶良市におきましては、この経過措置はどうなるのか。 この2点ほどお尋ねいたします。

#### ○総務部総務課長(恒見良一君) お答えいたします。

まず、1点目の人勧の今回の給与改定に伴う影響額は幾らかということでございますけれども、760万程度ということで試算をしております。760万程度ということで試算をしております。

誠にすみません、現給保障については、今回の給与改定の議案の中には盛り込んでおりません。そ ういう形でご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

- **〇24番(堀 広子君)** 確かに今回の議案には現給保障はありませんけれども、お尋ねしているのは 勧告でこれが示されているという立場から、姶良市ではどのように考えているかという質問です。
- **○副市長(西 慎一郎君)** 現給保障の関係でございますが、これは人事院勧告のほうで国からも示されておりますので、今後職員組合等お話合いをしながら、今後継続的に話を進めていきたいと思っております。
- **〇24番(堀 広子君)** その内容が2012年度に現給保障を2分の1減額ですね。そして2013年度の4月1日づけで、これはもう廃止するというふうになっておりますので、その考え方としては今はお

聞きしましたが、姶良市におきましては、このことを今後検討していくということでございますけれ ども、これがそういう法になった場合にはどうなるのかということも十分考慮し、住民への影響がな いようにしていただきたいと思うところでございます。

以上です。

# ○議長(兼田勝久君) ほかに。

○13番(里山和子君) この給与引き下げのことではですよ、政府のほうでは7.8%の削減とか言っておりましたよね。人勧を参考にされたようですけれども、そのあたりの関係はどうなっているのかということが第1点と。

それから、40代、50代の方々に特に影響が大きいわけですけれども、40代の方では1万4,000円の 影響額とありましたけど、50代のところではどのぐらいの影響額が出ているのかということと。

それから、全体では給与総額では760万ということでしたが、給与とボーナスに分けて、またお知らせいただきたいというのがございます。

1点目は以上です。

○総務部長(谷山昭平君) ただいまの質問にお答えいたします。

ただいまご質問になりました給与の7.8%減額のことにつきましては、東北大震災の関連かと思いますが、これは政府の発表によりますと、これは国家公務員の話でありまして、地方につきましては、 先ほど市長のほうから提案理由がありましたとおり、給与改定への審議をお願いするということでお願いをしているところであります。

ほかの件につきましては、総務課長に答弁をさせます。

**○総務部総務課長(恒見良一君)** 50代の影響が大きいんじゃないかということで、その50歳代のところでございますけども、今年度につきましては、50歳代への影響というのが2万5,000円ぐらいということで試算をしております。

その中で、期末勤勉等への影響額は約4,000円、ほかの調整額のほうが1万5,000円。給与減額のほうの影響というのが7,000円ほどというふうに試算をしてるところでございます。 以上でございます。

**〇13番(里山和子君)** こうして公務員が賃金を、毎年引下げをしているんですけれども、それによって民間の賃金も恐らく下がって、姶良市内の民間の賃金の引下げもあるのではないかと思うんですけど、そのあたりの調査はしていらっしゃるのかどうかということと。

それから、最初に賃金を下げだしてから、今回の引き下げまでに大体引き下げ幅というのが、一番 多い人でどのぐらい下がってきているのか。そのあたりをお聞かせください。

〇総務部長(谷山昭平君) お答えいたします。

人事院勧告等による市内の企業への影響額ですが、そういう調査は現在のところ行っておりません ので、ご了解いただきたいと思います。 それから、どのぐらい過去の人事院勧告から影響が出ているかということでありますが、先ほどほかの議員の方から質問もございましたが、今ちょっと手元に資料を持っておりませんので、また後で返事をしたいと思っております。

以上です。

- **〇議長(兼田勝久君)** 里山議員、続けてください。
- ○13番(里山和子君) 市長に伺いますが。このように毎年公務員の賃金が下がり、民間もそれにならってまた下がっていくということで、非常にこの国内の需要というのが私は、相当低下していくのではないかというふうに。それが不況に不況を呼んでいるのではないかというふうに考えるわけですけれども、そのあたりについて人勧をそのまんま踏襲して給与引き下げをされるということで、そのあたりの影響についてはどのようにお考えでしょうか。
- ○市長(笹山義弘君) 先ほど申し上げましたように、まず、根拠でございますけれども、大変マイナスが続いているということについては、経済に少なからず影響があろうというふうには思いますが、根拠となりますのは民間準拠を基本とする人事院勧告が納税者である市民の理解を得られるもっとも合理的な方法というふうに考えておりますので、これまでも、そのルールに従いまして実施してきております関係から、そのように従来の考え方を踏襲した形でさせていただきたいということでございます。
- ○議長(兼田勝久君) ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**〇議長(兼田勝久君)** これで質疑を終わります。

次に、議案第89号について質疑を行います。質疑はありませんか。

**〇12番(出水昭彦君)** 議案第89号につきましてお伺いいたします。

今回企業誘致を促進するという目的で、今まで減免でやった優遇措置を課税免除という形で行うという提案でございます。

近隣市との均衡を図るためという提案理由の説明がございましたが、近隣の市の現在の優遇措置と、 今回提案されておる優遇措置、これは同等なものなのかにつきましてお伺いしたいと思います。

今回3年間に限っての特別措置という、期間に関しては同じであるわけでございますが、県内自治体も優良な企業にぜひ来ていただくという、自治体間の競争の時代に入っているというふうに思います。そういった中で同等でよかったのか。近隣よりもむしろ、よい条件を提示するという考え方は今回議案を提案する際に、そのような協議がなされなかったのか、まずお伺いしたいと思います。

それと、ちょっと申し上げにくい事柄ではございますけども、近くでは出水市がパイオニア、富士 通の撤退、本市の友好姉妹都市でございます日置市にいたりましては、先般パナソニックの撤退が表 明されて、非常に苦慮されてるという状況でございます。経済がこのような状態でございますので、 国内でも優良と言われる企業もなかなか業績が難しい状況にあられます。

この姶良市工業開発促進条例におきましては、この条例を適用する要件といたして、第8条の特別

措置、適用工業生産施設等の指定という中で、2、市長は、指定の際必要な条件を付すことができる。 3、市長は、指定する場合において、実地に調査することはできる。また、この条例を受けた施行規 則におきましては、その指定の申請につきまして、市長に提出する書類等を明記してございます。

要するに、その企業が姶良市に進出しようとする際、申請主義、みずから必要書類を作成して提示するというふうな形になっております。その状況でございますと、その事業者の実績を客観的に評価することができるのかという疑念もございます。

始良市の発展のために優良企業に来ていただく、大変よいこと。それを促進するための条例を、またさらに整備する。非常によいことではございますが、その経済状況等も勘案いたしますと、例えばその事業者の業績を客観的に評価するために、例えば〇〇総合研究所というような企業の業績を判断するような評価手順がございます、機関がございます。そのようなところの判断、書類を添付させるというようなこともできないのか。

相反するような質疑ではございますが、骨子として2点お伺いいたします。

### ○企画部次長兼商工観光課長(川原卓郎君) お答えいたします。

近隣の市と同じ条件でよろしいのかというご質問でございますが、姶良市は交通アクセスが非常によく、立地的には企業立地をするには適地と思われますので、現在のところ他の市町と比べますと、他の市町のほうが課税を免除してるのに対して、減免ということで少し劣るというか、そういったことでありますけれども。同じにすることによりまして、立地条件が非常によいということで、ほかのところと競合するにあたって、対等もしくはそれ以上の成果が望めると思っております。

それから、進出企業等の企業の判断でございますが、インターネットによります調査とか、もしく は県のほうの産業立地課のほうとの協議もしくは商工リサーチ等のランクづけ等によりまして、現在 のところ判断しているところであります。

以上でございます。

○12番(出水昭彦君) 誘致に関する促進の度合、度合と申しますか近隣市との同等な条件にしてなおかつ、それで競争力が姶良市としてまだあるというご判断ではございますが、姶良市といたしましては、今後もどんどん総合振興計画で示す人口増も目指すというような意味合いから、こういうところに関しましては、積極的に打って出るということもまた必要なことというふうにも理解いたします。今回はいろいろないきさつで年度途中にこのような形の改正を提案されておりますが、基本的にそのような考え方もございますので、今後のぜひ検討課題としていただきたいというふうに進言いたしたいと思います。

2点目でございます。商工リサーチあるいは県の評価等の判断をいただくということではございました。十分な調査というものがどこまでができるのかということもまた一つ課題としてあるわけでございますが、昨今のテレビ等もにぎわせておりますように、先ほど申し上げた県内の誘致企業の撤退あるいはオリンパス等の粉飾決算というふうに、一流企業でありながらもこのような状況であるという厳しい社会情勢でございますので、その判定につきましては十分慎重にしていただきたい。

なぜならば、姶良市の貴重な収入源である固定資産税を減免してまで誘致するという、市の資産を 使うということと同意義のことであろうかと思いますので、その点に関しましてはぜひ積極的に調査 するというようなことの視点はぜひ持っていただきたいと思います。そのことに関して、再度ご答弁 いただきたいと思います。

○市長(笹山義弘君) 企業の誘致に際しましては、姶良市におきまして広域な企業誘致を促進する公共用地というのは有しておりません。したがいまして、この地の利のよさといいますか、そこのポテンシャルを生かしながら、しかし持続可能な経済活動といいますか、企業活動がいただけるようなオンリーワン的な技術を有したそういう企業をできるだけ誘致して、そうして100の企業を誘致するというよりも10の企業を10誘致したほうが姶良市には適しているのではないかというふうに思っておりますので、そのような観点から今後とも誘致活動を続けてまいりたいというふうに思っているところでございます。

# ○議長(兼田勝久君) ほかにございませんか。

○5番(田口幸一君) 今同僚議員が、るる質疑をされましたが、まず1点目、固定資産税額のことについても出水議員のほうから出ましたけど、1点目ですね。近隣市ということで提案理由に出ておりますが、近隣市の当該固定資産税額の減免額はどうなっているのか。他の市がよくて、姶良市は今のところ劣っているということでございますが、近隣市とはどこどこか、霧島市とか鹿児島市とかあると思うんですが、そこの実態を説明をしてください。

それから、この新旧の対照表で第5条、第7条により――新旧対照表、出ておりますが、どれぐらいの雇用また固定資産税、当然企業ですから法人・市民税も納めてもらうわけですね。この姶良市に本社があれば、なおさらたくさんこれは納めてもらう。それからそこで働く方々、雇用が発生してきますので、個人市民税等が、これは今から進出してくるわけですので、それらの今固定資産税、法人市民税、個人市民税等を幾らぐらい見込んでおられるか。

たくさん言えばあれですから、3回に分けて1回目はこれで終わります。

# **〇企画部次長兼商工観光課長(川原卓郎君)** お答えいたします。

近隣市の当該固定資産税の減免額でございますが、減免をいたしておりますのが今のところ姶良市だけでありまして、他の市町はすべて課税免除というふうになっております。

それから、進出企業さんのほうでお話があるのは、鹿児島市か姶良市か霧島市のほうに進出したいのだがという話が多くありまして、特に比較といいますか競合するのは隣町の霧島市であります。

それから、進出企業の雇用でございますが、計画といたしましては500人程度の雇用をしたいと。 それから、あくまでも進出を予定されている業者さんの投資額に対しての資産でございますが、固 定資産税のほうを1,800万円、住民税のほうを785万円、総計で2,585万円というふうに見込んでいる ところでございます。

## ○5番(田口幸一君) じゃ、2回目の質疑に入ります。

先日説明していただいた3ページにですよ、このヤマエ久野株式会社は昭和49年に福岡証券取引所に上場されたということでございます。今新聞等では東京証券取引所とか大阪証券取引所、これは株価の下落ですね。株主についてとか報道されております。株価は幾らなのか、このヤマエ久野株式会社の。(「田口議員、田口議員」と呼ぶ者あり)それと、大株主とかいろいろおられると思うんです

が、何株発行しているのか。

- **○議長**(兼田勝久君) 田口議員、この議案89号について質疑を行って、議案98号でその関係について は議案として提案しております。後ほどの議案になりますので、分けてください。
- ○5番(田口幸一君) はい、わかりました。それじゃ、そういうふうにいたします、98号でですね。それでは、私きのう三拾町工業団地を約1時間ほど視察をしてきました。前も視察をしたことがあるんですけど、ここには有限会社九州リフォーム技研リスコート研修センターというのが入り口のほうの左側にあります。それから、その右側に株式会社フジヤマ姶良工場というのがあります。これはもう稼動していないんじゃないんですかね。だれもおいやらんごあったですけど。それから、右のアイラメカトロニクスというのがありました。これは草ぼうぼうでした。これは姶良町が誘致したですよ。それから、もう一つサンライト化成株式会社、これは4つとも現在操業しているのかどうか。旧姶良町が田んぼを造成して工場誘致をしたところです。

それで同僚議員も言われたように、完全に撤退はしていないと思うんですが、あの状況を見てみるとせっかく誘致して、工場立地の補助金まで出し、そして固定資産税等も3年間ですかね、免除してきた、そういう状況がある。だから、ヤマエ久野株式会社が姶良市に加治木の須崎に進出したいということですが、出水議員と同じような、そういうような懸念はないのかどうか。

まず、今三拾町工業団地にある4つの会社の現状を説明して、今後段の質疑に答えていただきたいと思います。

**○企画部次長兼商工観光課長(川原卓郎君)** 三拾町工業団地にあります4つの現況でございますけれども、九州リフォーム技研さんは従業員が15名おられます。外へ出ておられますので、行ったときはちょっとだれもいらっしゃらないという感じを受けるんですが、姶良市内でも姶良の公民館、それから歴史民俗資料館の清掃業務を受注されておりまして、建物のリフォーム、それから清掃業務を主体にされております。

それから、フジヤマさんでございますが、京セラの製造ラインとか空調機器、セキュリティー機具等の製造をされておりますけれども、現在は閉鎖の状態にありまして、大型の機械を組み立てる際には現在もここの工場で製作をされております。本人さんの希望といたしましては、貸し出すか売却かということをおっしゃっておられます。

それから、アイラメカトロニクスですが、昨年操業停止をいたしまして、会社のほうとは連絡を取り合いまして、空き工場とかで県のホームページ等でも紹介させていただいているんですが、管理といたしましては年に1回から2回、草刈りのほうはしていただいているところでございます。ここは建築用の金物部品とかコンピューター部品を製造されておりました。

それから、サンライト化成でございますが、これはプラスチックのコンセントであるとか、それから車内のプラスチック製品とかの小型精密部品を製造されております。従業員のほうが44名いらっしゃいまして、8割程度の方が姶良市在住の方だということでございます。

以上でございます。

**〇企画部長(甲斐滋彦君)** 次に、三拾町工業団地の補助金についてお答えいたします。

補助金につきましては、条例制定が平成9年に制定されております。そういうことで、ただいま次 長のほうが報告しましたけれども、フジヤマさんにつきましては平成6年に進出ですので、この9年 より前です。

それから、アイラメカトロニクスさんにつきましても平成3年ですので、平成9年以前の進出ですので、いずれもこの2社については補助金は支出してないということでございます。

○5番(田口幸一君) 最後に、今この株式会社フジヤマ姶良工場、これは貸し出しをして今操業停止の状態にあるという現在の次長の説明だったですよね。そうすると、3番目にアイラメカトロニクスも草ぼうぼうで、これ操業停止の状態にあると。後の2つは、有限会社九州リフォームとサンライト化成は、これは15人、44人の従業員が働いておられるということですが、補助金は支出していないということでしたが、そこでお尋ねをいたします。

このヤマエ久野株式会社が姶良市に進出したいということで、これは今からの問題ですけど約4億6,000万円、その土地代がかかるということです。今後、これはもう要望です。こういう、同僚議員も言われましたが、鹿児島県内においても優良企業が撤退とか、操業停止している状況にあります。このヤマエ久野株式会社は、福岡、佐賀に工場等があって、優良企業だという先日の全員協議会の中で説明がありましたけど、私もそう願っております。

こういう大きな工場が、企業が、姶良市に進出してくれることは私も大賛成ですが、しかし、操業 停止とかそういう事態にならないように、今後市長をはじめ執行部の皆さん努力をしていただきたい と思います。最後に市長のお考えをお聞かせくださいませんか。

- ○市長(笹山義弘君) 先ほども議員のご質疑にお答えしたところでございますけれども、姶良市として企業の誘致に際しての考え方ということでありますが、繰り返しになりますけれども、製造をどのような生産をなさるのか、そのお取引先がどのような背景にあるのか等々をよく精査いたしまして、今後とも姶良市の企業立地に資するように努めてまいりたいというふうに思います。
- ○議長(兼田勝久君) ほかに質疑はありませんか。
- **〇13番(里山和子君)** 固定資産税の減免ということで、霧島市の条例を引いてみましたけど、合わせられるようですけれども、これは何か業者が鹿児島、霧島、姶良あたりをということで言われたために、それで霧島市に合わせられるようになったのかどうかですね。そのあたりをお聞かせいただきたいのと。

それから、改正前の減免の条例と改正後の条例の減免では、額がどのように違ってくるのか。その あたりをまずお聞かせください。

**○企画部次長兼商工観光課長(川原卓郎君)** 企業誘致の際に競合をするところといたしましては、霧島市が非常に多いんですが、これはもう県内全域の市町におきまして、減免ではなくて課税免除となっております。霧島市にあわせたということじゃなくて、周りがすべて今はそういうことになっておりますので、競合をするのが霧島市が多いということでございます。

それから、その額でございますが、免除になりますと課税免除ということで3年間の免除になりま

すが、今のところは減免措置ということで、1年目が100分の100ですので免除と同じ形なんですが、 2年目、3年目で100分の80、100分の60というふうになっております。

- **〇13番(里山和子君)** 額をということで申し上げてるんですけど、額をお知らせください。 それから、立地の補助金を当然500人雇用ということだそうでついてくると思うんですけれども、 立地補助金はどのぐらい出るんでしょうか。
- **○企画部長(甲斐滋彦君)** 減免額については、それぞれだと思いますけど、一例としまして2,500万円以上の機械、その他の設備に対して課税免除を今回お願いするわけですけれども、2,500万円としますと1,000分の10円ということで、年額35万円の減免額になろうかと思います。
- 〇13番(里山和子君) 立地補助金ですよ。
- **〇企画部次長兼商工観光課長(川原卓郎君)** 今回お願いしておりますのは、固定資産税の免除の件でございまして、補助金のほうではないかと思います。
- ○13番(里山和子君) 先ほど三拾町団地の状況については同僚議員から出ましたけれども、アイルアイラも途中で撤退したと思うんですよね。あのとき固定資産税を減免しているので、総額減免するのはおかしいんじゃないかと何か議会で議題になったと思うんですけど、アイルアイラのときの固定資産税の1年間の減免はどのぐらいだったのか、その額をお知らせいただきたいのと。

今回やっぱり日置でもパナソニックの撤退とかですよ、出水でも撤退されましたし、企業というのは儲からなくなるとぱっと撤退するわけですから、その罰則規定というか途中でいなくなったときの罰則規定みたいなものも、私はやっぱり盛り込んで固定資産税を取り戻すと、途中でいなくなったときですけどね。いうような規定も盛り込んでおかないと、丸々減免して逃げられてしまったというようなことも出てくる可能性は十分あると思いますので、そのあたり市長がそういう規定を今後盛り込んでいかれる考えがあるかどうかですね、そのあたりをお伺いいたします。

**〇市長(笹山義弘君)** いろいろご提案をいただいているところでございますけれども、政策的課題等々あるようでございます。このことにつきましては、恐縮ですが一般質問等でお願いしたいというふうに思います。

今回のお願いしておりますのは、減免措置を免除という形で3年間とらないという措置でございますので、その意味は県下各市町、そのような措置をされておりますので、同じラインに立って競争させていただきたいという趣旨でございますので、ぜひともご理解いただきたいというふうに思います。

- 〇議長(兼田勝久君) いいですか。
- ○13番(里山和子君) 影響額を聞いているんですけどね、アイルアイラの。固定資産税の。
- **○企画部次長兼商工観光課長(川原卓郎君)** アイルアイラの件につきましては、議会でもそのような

討議がなされましたけれども、金額については申し上げられませんということで回答されているかと 思います。

それから、補助金の指定取り消しがあった場合は、今の条例では3年間に限ってですが、遡及して 返還を命ずることができるとなっております。

- ○議長(兼田勝久君) ほかにございませんか。
- **〇29番(森川和美君)** 私はこの条例の内容に即してお尋ねするわけですが、今回の条例改正は3年間を限定されておりますよね。その3年間という根拠、そして条例を出される以上は、この3年間に何社ぐらい企業を誘致される検討をされたか。まず、この2つをお聞きいたします。
- ○市長(笹山義弘君) 今回の課税免除をお願いしております根拠でございますが、この期間を3年間としましたのは、県下それぞれの市町を調査いたしますと、ほとんどが3年ということを切ってございます。この期間を設けるということにつきましては、課税の公平性等を考えますと、その期間をずっと続けるということについては、市民の理解いただけないということもあろうと思います。ただ、企業誘致をする際には、一定のそういう誘致するについては条件を付さなければならないということでございます。その辺のことから、県下の状況を見て3年としたところでございます。

したがいまして、このことによりまして条件が、各市と条件がそろいますので、そのことをもって さらに企業誘致についても努力してまいりたいというふうに考えております。

**〇29番(森川和美君)** 他の市と競争するのであれば、近隣市の条件にそろえることも一つの参考でしょうけれども、やはり企業の競争合戦になれば、他の近隣市町よりもまだプラスのアルファをつける、こういうことは検討はなかったのかどうかですね。

それと、先日の全員協議会で同僚議員の質問を横取りするようでありますが、本年度既に企業が進 出している企業に対してのお考えはどのようにされるのかですかね。

それと、先ほどから固有企業の云々が出ておりますけれども、今回お急ぎされてこの条例改正される、予定される企業は、この改正後の中に先ほど若干ありましたけれども、その事業にかかる機械及び装置もしくはその事業にかかる建物もしくはその敷地である土地に対する固定資産税の課税免除というふうになっております。予定されておる企業は、もろもろのこの装置機械が非常に多い機械と予測してるわけですね。そうしますと、大分大きな免除になると思っておるんですけども、そういったことを考慮しながら、いろいろな検討をされたと思っておるんですけども、そこらも十分今後検討して、この条例をうまく使っていくということでしょうか。

以上です。

**〇企画部次長兼商工観光課長(川原卓郎君)** 固定資産税の期間でございますが、免除の期間でございますが、姶良市は非常にアクセスがよくて、企業進出としては適地と考えておりますので、他の市と同じそういった条件であれば、十分誘致ができるのではないかと考えます。

それから、この前に進出しました企業につきましては、課税日が年明けの1月1日になりますので、 まだ建屋もできておりませんので、そういったところは不利益を被るようなことはないかと考えます。 それから、その固定資産税につきましては、免除することによって大きな額ではないかということですが、大きいところができればその分だけ大きくなるわけなんですけれども、波及効果といいましょうか、そういったもので行く行くといいますか、そういったものが十分期待できますので、他のところに負けないような形で誘致に努めていきたいと思います。

- ○議長(兼田勝久君) いいですか。ほかにございませんか。
- **〇17番(上村 親君)** この本条例のまず目的なんですけども、課税免除を行うことにより本市の工業の開発を促進することを目的とするというようなことを受けまして、姶良市工業開発促進条例の一部を改正しますよということですね。

たまたま偶然そのヤマエ久野さんが、あの土地を見られたかどうかわかりませんけども、執行部としての受け方も全然思ってないところで、こういった条例改正をする羽目になったと思うんですが。 我々姶良市としては、今後この非常に厳しい経済状況の中で、工業誘致するためにも、この促進条

例のこの一部じゃなくて、全体的な見直しということも考える必要があると思うんですね。そういったことをしませんと、平松の物流団地がございます。あそこまだ一件もまだ話を聞いたことがないんですが、非常に土地の単価が高いとかそういったところで、この条例の目的に沿った改正をもう一回見直す必要があると思うんですけども、市長、それから企画部長ですか、どうお考えでしょうか。

**〇市長(笹山義弘君)** お答えいたします。

議員ご指摘の点、そのことも今後研究してまいる必要があろうと思いますが。今旧来の企業誘致の 課税減免につきましては、このことも合併協議の中でもまれたというふうに記憶しております。その 中で、姶良市をつくるについては、当面の間はこの減免でするという形で整ったところでございます が。

そういう中で、姶良市になりましていろいろな企業の問い合わせ等がある中で、当然姶良市として 競争しているわけでございますが、そういう中で、市になったということによります効果といいます か、そういうことで引き合いが加速したんではないかと予想しております。

したがいまして、現時点ではこのことを、減免を免除とそろえさせていただいて、この条件下の中で各市と市長と、当然競争になってこようと思いますが、その辺の状況をにらみながら、さらにこの改正が必要かどうかについては、今後研究してまいりたいというふうに思っております。

- **〇17番(上村 親君)** それでは、今回の条例改正の課税免除ということで、ある程度の近隣市町と の競争には何とか対応ができるということで認識してよろしいですか。
- **〇市長(笹山義弘君)** そのようにお願いいたします。
- 〇17番(上村 親君) 了解しました。
- ○議長(兼田勝久君) ほかにございませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]

- ○議長(兼田勝久君) これで質疑を終わります。
- **〇議長(兼田勝久君)** お諮りします。ただいま議題となっています議案第83号と議案第89号は、会議 規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- ○議長(兼田勝久君) 異議なしと認めます。したがって、議案第83号と議案第89号は、委員会付託を 省略することに決定しました。
- ○議長(兼田勝久君) 日程第5、議案第83号について討論を行います。討論はありませんか。
- **〇24番(堀 広子君)** 議案第83号の一般職員給与条例等の一部を改正する条例に対し、反対の立場で討論をいたします。

今回の人事院勧告は、3年連続のマイナス改定となっております。その内容は、月例給は0.23%、マイナス899円の官民較差があるとして、50歳代を中心に号給表をマイナス改定すること。2つ目には、一時金も本来なら0.05、月の引き上げとなるものを東北3県のデータがないこと等を口実に据え置くこと。3つ目には、高齢層における官民の給与較差是正を理由に現給保障を廃止すること。4つ目には、定年延長に伴う賃金水準を60歳前の70%することなど、政府財界の総人件費抑制政策に迎合した政治的な勧告となっております。

民間の調査によると、賃下げを実施した民間事業所は0.5%に過ぎず、厳しい経営環境の中であって も賃金水準維持に努力をしていることがわかります。にもかかわらず、50歳代に焦点をあてた給与抑 制措置がとられております。

また、減額調整については、4月分までさかのぼって減額するという不利益不遡及の原則に違反する不当な内容であります。一方超過勤務残業を減らすための取り組みの強化、管理者研修や相談体制の充実、円滑な職場復帰の促進などのワーク・ライフ・バランスの推進、育児休業取得者に対する期末手当の取り扱い改善など評価すべき内容もあります。

しかし、2013年には経過措置額、いわゆる現給保障額を段階的に廃止するとしており、重大な問題があることが明らかになっております。引き下げ額は少なくても人事院勧告を根拠に給与を引き下げていくことで、職員の士気も下がってまいります。また、景気対策の視点から言えば、給与引き下げはデフレをさらに助長し、地域経済の悪化を促進してしまいます。

今国民の生活と権利、安心・安全を守るために、公務・公共サービスの充実こそ求められております。しかし、政府は大企業には減税をする一方、復興財源として国民負担を押しつける増税を計画し、その足がかりとして公務員の人件費削減を行おうとしております。

住民の暮らしを守って景気をよくするためにも、今回の給与引き下げはやめるべきであるという立 場から、反対の討論といたします。

- ○議長(兼田勝久君) 次に、原案賛成者の発言を許します。
- ○9番(森 弘道君) 議案第83号につきまして賛成討論を行います。

人事院勧告制度につきましては、いろいろな意見があります。国においても人事院を廃止するよう

な動きもあり、いろいろな意見があることは承知をいたしております。しかし、廃止までにはまだ至っていないわけでありまして、国会でしっかりとした議論をして、それにかわる関係法令が整備されれば、それに従うまでのことであります。労使間協議によって、姶良市独自の給料表を作成との意見も過去にありましたけれども、そう簡単に、しかも市民が納得するようなものはできないと思っております。

民間企業と違って市民が税金を払っている以上、給料表の作成は非常に難しいだろうと思います。 また、公務員の給与引き下げが地域経済に影響を与えているとのご意見もあります。しかしながら、 長年過去の経緯からして、人勧を尊重して実施してきており、他の自治体と不均衡を生じるようなこ とはできないと思います。法治国家として人事院制度がある以上、それを尊重することが妥当であり ます。

期末手当の基準日が12月1日であり、この条例以外に市民を納得させる独自の案もないわけで、これが否決されれば、職員への支給は困難で寂しい正月を迎えることになり、それこそ他の自治体職員と平等性を欠くことになります。

地方公務員法第14条の地方公共団体は、この法律に基づいて定められた給与、勤務時間、その他勤務条件が社会一般の状勢に適用するように随時適当な措置を講じなければならないとあります。人事委員会のあるところ、ないところ、地方公共団体においては人事院の勧告を尊重し、改正条例案を提出することが法第14条の条文に対する適当な措置であります。

昨日28日、定例会を開会をいたしました薩摩川内市、出水市、垂水市、大崎町、徳之島町、いずれも人事院勧告に基づく措置を可決をいたしております。

議案第83号 姶良市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の件は、適当であると賛成を いたします。

# ○議長(兼田勝久君) 次に、原案反対者の発言を許します。

**〇2番(笹井義一君)** 議案第83号 姶良市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の件について、原案に反対の立場で討論いたします。

職員の給料はおおむね調べてみますと、部長級が45万円弱、次長級が41万円、課長級が39万円弱、 課長補佐級で37万円程度と、このような状況でございます。国は人勧を錦の御旗として、これをほか の企業と整合はないということで、これを下げようとしているわけでございます。

私は今回の東北大震災のときにテレビを見ながら、職員の方々が自分の家族をなくし、行方不明になって、そしてみずからも避難所に寝泊まりしながら、住民のために懸命につくしている、この市町村の職員の働きぶりを目にして本当に胸が熱くなるとともに、今度は国のほうで――今この場で言えることではないかもしれませんけれども、あえて申し上げますと、国会審議を見てみますと、衆議院で可決された議案が参議院へ行きます。参議院で反対されて、もう1回衆議院に差し戻しをされると、そこで認可されると議案は成立すると。直言すれば参議院は要らないと、このようなことになるわけですね。こういうところにいる人たちが、このような決定をしていくと、本当にそれでよいのかと強く思うわけでございます。

地方公務員を削減し給料カットすることが、あたかも行政改革での一つの手段と、このように考えられておりますけれども、やはり行政、姶良市のための公務員として、仕事をさせる環境を整えるこ

と、このことがもっとも大事なことであって。給料カットして人員を縮小して、削減して、それが行 政改革ではないと、このように思っているわけでございます。

先ほども申し上げましたように、地方議会のこの席で国会のことを話しても、これは無意味なことであるということは十分承知しておりますけれども、そのようなことからかんがみても、やはりある一定の給料のベース、それから人員の確保、この辺は非常に大切なことだというような意見をもって反対の討論といたします。

○議長(兼田勝久君) 次に、原案賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(兼田勝久君) ほかに討論はありませんか。

○19番(神村次郎君) 私は反対の立場で討論いたします。

先ほど質疑をいたしましたが、質疑の中で的確な回答がありませんでした。40代、50代のここをカットして、これは定年を延長すると、そういう考えがあってされているんです。状況把握をされていませんが、そういうふうにいくようであります。

それから、不利益不遡及の原則、これもこういう形でなし崩し的に不利益不遡及の原則が壊されていくと。これは大変な状況だと思っています。当局は、そういった認識を新たにしていただきたいと思っています。

人事院勧告のマイナスの実施は、地方における中小地場産業で働く労働者に大きな影響を与えます。 さらに失業率を初め昨今の雇用経済指標をさらに悪化をさせます。消費を冷え込ませ、不況をさらに 助長する、そういうことは明かであります。また、生活保護など、社会的給付の基準引き下げにもつ ながっていきます。

合併2年目ですが、職員の皆さんも極めて厳しい労働環境のもとで、市民のために良質な公共サービスの確保に努めておられます。昨年に引き続き労働基本権が制約をされる中で、給与引き下げは納得をできるものではありません。先ほどもありましたが、職員のモチベーションにも大きく影響することであります。姶良市の労使関係は互いの信頼関係のもとに着実に構築をされていくものと推察をいたしますが、今後も引き続き賃金労働条件の改善、働きやすい職場づくりに真摯に取り組みをいただくことを願いながら、反対討論といたします。

○議長(兼田勝久君) ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- **〇議長(兼田勝久君)** これで討論を終わります。
- ○議長(兼田勝久君) これから採決します。この採決は起立によって行います。議案第83号 姶良市 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

「賛成者起立〕

**○議長(兼田勝久君**) 起立多数です。議案第83号 姶良市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

- ○議長(兼田勝久君) 次に、日程第6、議案第89号について討論を行います。討論はありませんか。
- ○29番(森川和美君) 賛成討論です。
- ○議長(兼田勝久君) 討論者、ほかにございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**〇29番(森川和美君)** 議案第89号 姶良市工業開発促進条例の一部を改正する条例の件について賛成の立場で討論いたします。

今まで固定資産税の減免という措置でありましたが、ある意味では減免という言葉は不透明性に聞こえる部分もあるし、またこれからはいよいよ企業誘致に関しては、自治体間の競争が税収の拡大という点で恐らくこれまで以上に激化になると思っておるところでございます。そうした意味で、今回近隣市町の均衡を図るため、課税免除に改めということで、いよいよ企業の誘致に歯車がかかると同時に、そのことによって税収の拡大及び雇用の拡大につながる、そういったことで、この改正に賛成をするところであります。

一言意見を申し述べて、それは何かと言いますと、どんどん企業誘致が可能になりますと、人材育成という観点をひとつご検討、これを申し添えて賛成討論といたします。

○議長(兼田勝久君) ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- ○議長(兼田勝久君) これで討論を終わります。
- 〇議長(兼田勝久君) これから採決します。この採決は起立によって行います。議案第89号 姶良市工業開発促進条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

- 〇議長(兼田勝久君) 起立全員です。議案第89号 姶良市工業開発促進条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。(「休憩」と呼ぶ者あり)
- ○議長(兼田勝久君) しばらく休憩いたします。

ちょっとお諮りいたします。ちょっと待ってください。あれもあるんですよ。この後全協で説明した国保のどっちみち昼に、これから提案してもらっても12時は過ぎると思うんですよ。その後昼食をとってお昼から参集すると、こういうふうになるんですけど、どうしますか。このままもう昼食はせずに、このまま全部するか。(「このままのほうがいいです」と呼ぶ者あり)それとも昼食をとって昼から参集ちゅうのは。(発言する者あり)提案までいたしますか。(発言する者あり)それじゃ、時間まで提案をしていただきます。12時まで。いいですか。

しばらく5分程度休憩いたします。トイレ休憩。

(午前11時41分休憩)

# **〇議長(兼田勝久君**) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時48分開議)

# 〇議長 (兼田勝久君)

日程第7、議案第84号	姶良市総合計画基本構想を定める件
日程第8、議案第85号	姶良市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の件
日程第9、議案第86号	姶良市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の件
日程第10、議案第87号	姶良市地域下水処理事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の件
日程第11、議案第88号	開発行為等により設置された地域汚水処理施設の姶良市への移管に関する条
	例の一部を改正する条例の件
日程第12、議案第90号	平成23年度姶良市一般会計補正予算(第10号)
日程第13、議案第91号	平成23年度姶良市国民健康保険特別会計事業勘定補正予算(第2号)
日程第14、議案第92号	平成23年度姶良市国民健康保険特別会計施設勘定補正予算(第1号)
日程第15、議案第93号	平成23年度姶良市介護保険特別会計保険事業勘定補正予算(第2号)
日程第16、議案第94号	平成23年度姶良市介護保険特別会計介護サービス事業勘定補正予算(第
	2号)
日程第17、議案第95号	姶良市過疎地域自立促進計画の一部変更の件
日程第18、議案第96号	字の区域を変更する件
日程第19、議案第97号	字の区域を変更する件
日程第20、議案第98号	財産の取得に関する件
日程第21、議案第99号	公の施設の指定管理者の指定に関する件(龍門滝温泉)
日程第22、議案第100号	公の施設の指定管理者の指定に関する件(住吉池公園)
日程第23、議案第101号	公の施設の指定管理者の指定に関する件(姶良市加治木福祉センター)
日程第24、議案第102号	公の施設の指定管理者の指定に関する件(姶良市加治木ふれあいセンター)
日程第25、議案第103号	公の施設の指定管理者の指定に関する件(姶良高齢者福祉センター)
日程第26、議案第104号	公の施設の指定管理者の指定に関する件(蒲生高齢者福祉センター)
日程第27、議案第105号	公の施設の指定管理者の指定に関する件(姶良市デイサービスセンター)
日程第28、議案第106号	公の施設の指定管理者の指定に関する件(加治木農産加工センター)
日程第29、議案第107号	公の施設の指定管理者の指定に関する件(姶良生活改善センター)
日程第30、議案第108号	公の施設の指定管理者の指定に関する件(姶良農産加工センター)
日程第31、議案第109号	公の施設の指定管理者の指定に関する件(姶良市上名地区農村振興セン
	ター)
日程第32、議案第110号	公の施設の指定管理者の指定に関する件(蒲生生活改善センター)
日程第33、議案第111号	公の施設の指定管理者の指定に関する件(蒲生農産加工センター)
日程第34、議案第112号	公の施設の指定管理者の指定に関する件(蒲生物産館(くすくす館))
日程第35、議案第113 <del>号</del>	公の施設の指定管理者の指定に関する件(姶良市さえずりの森)
日程第36、議案第114 <del>号</del>	公の施設の指定管理者の指定に関する件(姶良市林業活性化センター)
日程第37、議案第115号	公の施設の指定管理者の指定に関する件(姶良市龍門陶芸・健康の里)

日程第38、議案第116号 公の施設の指定管理者の指定に関する件(姶良市総合運動公園)

日程第39、議案第117号 公の施設の指定管理者の指定に関する件(姶良市姶良体育センター)

日程第40、議案第118号 公の施設の指定管理者の指定に関する件(姶良市姶良弓道場)

日程第41、議案第119号 公の施設の指定管理者の指定に関する件(姶良市蒲生体育館「おおくすアリーナ」)

日程第42、議案第120号 公の施設の指定管理者の指定に関する件(姶良市大楠運動公園球技場)

日程第43、議案第121号 公の施設の指定管理者の指定に関する件(姶良市大楠運動公園多目的屋 内運動場)

日程第44、議案第122号 公の施設の指定管理者の指定に関する件(姶良市蒲生弓道場)

日程第45、議案第123号 鹿児島広域市町村圏協議会の廃止に関する件

日程第46、諮問1 人権擁護委員の推薦につき意見を求める件

及び

日程第47、諮問2 人権擁護委員の推薦につき意見を求める件までの40案件を一括議題とします。

○議長(兼田勝久君) 各提出案件の提案理由の説明を求めます。

## 〇市長(笹山義弘君) 登 壇

今定例議会に提案しております議案第84号から議案第88号まで及び議案第90号から議案第123号までにつきまして、一括して提案理由を申し上げます。

まず、議案第84号 姶良市総合計画基本構想を定める件につきまして、ご説明申し上げます。

本件は、総合的かつ計画的な市政の運営を図るため、平成24年度から平成30年度までの本市の進むべき方向を示し基本的な指針を表すための第1次姶良市総合計画の策定にあたり、本年10月に議決いただきました姶良市総合計画策定条例第4条第1項の規定に基づき、同計画基本構想につきまして議会の議決をお願いするものであります。

次に、議案第85号 姶良市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の件につきまして、ご説明申 し上げます。

本市の国民健康保険事業は、少子高齢化社会が進行する中、被保険者の急速な高齢化と生活習慣に 起因する疾病や高度な専門医療を受ける被保険者の増加等で、1人当たりの医療費は年々増大してき ております。あわせて、世界に誇る長寿国であることから、高齢者にかかる後期高齢者支援金や介護 納付金も毎年増加の一途をたどっている状況において、国・県支出金及び他の被用者保険からの交付 金や国保税で医療給付費を賄ってまいりました。

しかしながら、長引く景気低迷で国保被保険者の所得低下が影響し、国保税の収納は伸び悩み、加えて他の被用者保険においても高齢者医療制度や国民健康保険事業等への拠出金の増加で保険料改定が毎年行われるなど厳しい事業運営がなされております。

また、国民健康保険事業における増大する医療費に対して、国の増額補助や他の被用者保険からの 大幅な助成も望めない厳しい状況にあります。このような状況から、今後の健全な国民健康保険事業 運営を図る上で財源不足が生じてまいります。

国保は国民皆保険の最後のとりでであります。自営業者や特に現役を退いた方などが加入する医療

制度であると同時に低所得者を多く抱える保険制度でもあります。そのため、今回税率改正を行うに あたり、国民健康保険運営協議会で2回にわたり協議をしていただき承認をいただいているところで あります。

国保被保険者の医療費については、本来、国・県等の交付金を除き国保税で賄うのが基本でありますが、今回長引く景気低迷の社会状況や国保被保険者への負担の激変緩和を考慮し、財源の一部について一般会計から繰り入れて対処いたします。

あわせて、国民健康保険事業の健全な運営を図る財源を確保するため、不足する財源の確保については、国保税の課税額及び税率を引き上げて対処いたします。本件は、そのために条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第86号 姶良市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の件につきまして、ご説明申 し上げます。

このたび、占用料の額の算定の基礎となる地価水準と地価に対する賃料の水準の変動及び最近の市町村合併の状況、人口動態などを反映するため、国が定める占用に対する料金が改定されました。

本件は、これにあわせて市が定める占用料についても改定し、また現行の内税方式から外税方式への改正などを行うものであります。

まず、第2条について申し上げます。

今回、国が各市町村区域内の占用許可を行う際に徴収する占用料の額を改定したため、国の占用料に合わせて改定を行うものであります。

また、内税方式としておりましたが、ほとんどの占用が消費税法第6条の規定による非課税となる期間の占用許可であることなどから外税方式とし、占用料の合計額の10円未満の端数を切り捨てるものであります。

第4条は、毎年度3月31日まで占用許可申請がされ、また許可業務を行っている関係上、占用物件数の多い占用者においては双方の確認作業に時間を要しているため、指定の期限までに徴収するものと改めるものであります。

第5条は、市道の廃止または区域変更等により不要となった道路敷及び道路法第94条第2項の規定により市に譲与されたものにつきましては、現状では市道認定されており、占用許可基準も認定路線と同様のため、第2項の削除を行うものであります。

次に、議案第87号 姶良市地域下水処理事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の件につきまして、ご説明申し上げます。

今回の改正は、姶良市への移管に関する事前調査申請が提出されておりました姶良ニュータウンの 汚水処理施設について、姶良ニュータウン団地管理組合法人との協議が調いましたので、この施設を 新たに市の管理する施設処理に加え、また西姶良1丁目から西姶良4丁目までの区域をこの施設の処 理区域とするため条例の一部改正を行うものであります。

次に、議案第88号 開発行為等により設置された地域汚水処理施設の姶良市への移管に関する条例の一部を改正する条例の件につきまして、ご説明申し上げます。

今回の改正は、本条例及び本条例施行規則に基づき市へ移管しようとする地域汚水処理施設を管理する団体について、当該団体が法人格を有していない場合でも申請できるよう条例の一部を改正するものであります。

- **〇議長(兼田勝久君)** しばらく休憩いたします。午後の会議は1時10分より開会いたします。 (午前11時57分休憩)
- ○議長(兼田勝久君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後1時10分開議)

- ○議長(兼田勝久君) 提案理由の説明を午前中に引き続き求めます。
- **〇市長(笹山義弘君)** 次に、議案第90号 平成23年度姶良市一般会計補正予算(第10号)につきまして、ご説明申し上げます。

今回は、姶良庁舎のフロア改修事業、大雨等による災害復旧事業に要する経費などのほか、農村振 興総合整備事業や社会資本整備総合交付金事業などの国・県補助事業の事業費及び補助金額の変更に 伴う所要の経費並びに制度改正等による給料、共済費等人件費にかかる補正予算などを計上いたしま した。

まず、第1条、歳入歳出予算の補正につきまして、歳出の主な補正内容を申し上げます。

なお、給料、共済費等の人件費の補正につきましては、説明を割愛させていただきます。

まず、お手元の予算書21ページの議会費関係について申し上げます。

議会費732万7,000円の減額は、議員1人分の報酬、議員共済費等の不用額が主なものであります。 次に、22ページの総務費関係について申し上げます。

一般管理費108万2.000円の追加は、行政連絡員委託料が主なものであります。

財産管理費1,901万円の追加は、福祉事務所建設に伴う姶良庁舎のレイアウト変更に伴うフロア改修工事費及び庁舎内のLAN敷設委託料であります。

26ページの選挙費339万9,000円の減額は、平成23年4月10日執行の県議会議員選挙経費の精算に伴う不用額であります。

次に、29ページの民生費関係について申し上げます。

障害福祉費1億5,955万8,000円の追加は、障害者自立支援給付費などの扶助費及び前年度の給付実 績に伴う障害者自立支援給付費の国・県負担金の精算返納金が主なものであります。

30ページの介護保険費6,000万2,000円の追加は、給付費の増加等に伴う介護保険特別会計への繰出金が主なものであります。

31ページの児童福祉総務費659万9,000円の追加は、子ども手当の制度改正に伴うシステム改修業務委託料が主なものであります。

母子父子福祉費406万2,000円の追加は、ひとり親家庭等医療扶助費が主なものであります。

児童措置費118万5,000円の追加は、前年度の児童扶養手当等交付金の国・県負担金の精算返納金であります。

児童福祉施設費1億3,653万5,000円の追加は、私立保育所等への運営費補助が主なものであります。 33ページの生活保護扶助費2,970万6,000円の追加は、前年度の生活保護費等国庫負担金の精算返納金であります。

次に、34ページの衛生費関係について申し上げます。

環境衛生費111万5,000円の追加は、単独浄化槽撤去事業補助金が主なものであります。

35ページの塵芥処理費1,428万3,000円の追加及びし尿処理費515万円の追加は、あいら清掃センター及びあいらクリーンセンターで使用する燃料費が主なものであります。

これは平成23年度において、特に灯油の価格が高騰したことによる不足見込額に対応するものであります。

次に、36ページの農林水産業費関係について申し上げます。

農業振興費767万2,000円の追加は、中山間地域等直接支払交付金で、対象団体の新規追加及び拡大 再編による補正であります。

農地費4,937万3,000円の減額は、農村振興総合整備事業の事業費の減額に伴う負担金の減額及び同事業に附帯する加治木・木田地区の道路舗装工事の追加が主なものであります。

38ページの林業振興費1,280万円の追加は、姶良西部森林組合が木材の運搬や選別に使用する作業 車両等を導入するための森林整備・林業木材産業活性化推進事業補助金であります。

治山林道費1,038万3,000円の減額は、県単補助治山事業の県分担金の減額に伴う工事請負費の不用額が主なものであります。

次に、土木費関係について申し上げます。

41ページの道路維持費215万円の追加は、市道の維持・補修にかかる重機借り上げ料が主なものであります。

道路新設改良費3,294万8,000円の追加は、社会資本整備総合交付金事業補助金の追加交付を受けた 市道木田本通り線整備工事費及び県単道路整備事業の事業費増額に伴う負担金であります。

次に、44ページの消防費関係について申し上げます。

常備消防費463万9,000円の追加は、石油類の価格高騰と消防・救急車両の走行実績の増加に伴う燃料費及び消防本部に常備する放射線測定器の購入経費が主なものであります。

次に、教育費関係について申し上げます。

46ページの小学校費の学校管理費197万1,000円の追加は、特別支援学級の新設及び増員に対応するための経費が主なものであります。

平成24年度において山田小学校に新設、建昌小学校及び蒲生小学校では増員がそれぞれ予定されており、今回は建昌小学校及び蒲生小学校の教室改修工事費並びに各校の施設備品購入費を計上いたしております。

教育振興費121万1,000円の追加は、特別支援学級の教材用備品購入費が主なものであります。

47ページの中学校費の学校管理費236万7,000円の追加は、各中学校施設の修繕料が主なものであります。

49ページの公民館費228万3,000円の追加は、姶良公民館大ホール空調設備のダクト部分の雨漏り 修繕などの施設修繕費であります。

次に、51ページの災害復旧費関係について申し上げます。

現年耕地災害復旧費408万9,000円の追加は、農地及び農業用施設の災害復旧のための工事請負費が 主なものであります。

以上、歳出予算の主なものについて申し上げましたが、これらの補正総額は4億2,724万8,000円の 追加となり、補正後の歳入歳出予算総額は277億9,316万2,000円となります。

この財源といたしましては、11ページから20ページまでに掲げてありますように、地方交付税1億円、国庫支出金1億4.330万5.000円、県支出金162.394万2.000円、前年度繰越金5.694万2.000円、

諸収入2,152万5,000円、市債1,430万円などで対処いたしました。

次に、第2条、7ページの地方債補正について申し上げます。

地方債補正につきましては、農業農村総合整備事業ほか各種事業費の増減に伴い、限度額をそれぞれ変更するものであります。

次に、議案第91号 平成23年度姶良市国民健康保険特別会計事業勘定補正予算(第2号)につきまして、ご説明申し上げます。

今回の補正は、保険給付費、後期高齢者支援金、前期高齢者納付金、介護納付金及び諸支出金を計上いたしました。

第1条、歳入歳出予算の補正につきましては、歳出の主な補正内容を申し上げます。

まず、お手元の予算書16ページの保険給付費関係について申し上げます。

一般被保険者療養給付費5,000万円の追加、退職被保険者等療養給付費1億円の追加及び退職被保険者等療養費200万円の追加は、それぞれ医療費の実績見込みによる補正であります。

17ページの一般被保険者高額療養費3,000万円の追加及び退職被保険者等高額療養費1,000万円の追加は、それぞれ高額療養費の実績見込みによる補正であります。

次に、18ページの後期高齢者支援金等関係について申し上げます。

後期高齢者支援金等1,413万4,000円の追加は、平成23年度の支援金の決定に伴う補正であります。 次に、19ページの前期高齢者納付金等関係について申し上げます。

前期高齢者納付金等65万8,000円の追加は、平成23年度の納付金の決定に伴う補正であります。 次に、20ページの介護納付金関係について申し上げます。

介護納付金63万9,000円の減額は、平成23年度の介護納付金の決定に伴う補正であります。

次に、22ページの諸支出金関係について申し上げます。

一般被保険者保険税還付金300万円の追加は、実績見込みによる補正であります。

償還金8,441万6,000円の追加は、国及び県への平成22年度負担金の精算返納金であります。

以上、歳出予算の主なものについて申し上げましたが、これらの補正総額は2億9,357万1,000円の 追加となり、補正後の歳入歳出予算総額は85億5,377万1,000円となります。

この財源といたしましては、6ページから15ページまでに掲げてありますとおり、国民健康保険税 1,700万円、国庫支出金1億4,840万9,000円、療養給付費等交付金162,591万1,000円、繰越金16 1,503万7,000円などで対処いたしました。

次に、議案第92号 平成23年度姶良市国民健康保険特別会計施設勘定補正予算(第1号)につきまして、ご説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の補正につきまして、歳出の補正内容を申し上げます。

まず、お手元の予算書8ページの総務費関係について申し上げます。

一般管理費22万4,000円の追加は、共済組合費の保険料率の変更に伴う補正であります。

次に、9ページの医業費関係について申し上げます。

医薬品衛生材料費200万円の追加は、保険診療にかかる医薬品購入費であります。

以上、歳出予算について申し上げましたが、これらの補正総額は222万4,000円の追加となり、補正後の歳入歳出予算総額は8.672万4,000円となります。

この財源といたしましては、5ページから7ページまでに掲げてありますとおり、診療収入100万円及び前年度繰越金122万4,000円で対処いたしました。

次に、議案第93号 平成23年度姶良市介護保険特別会計保険事業勘定補正予算(第2号)につきまして、ご説明申し上げます。

今回の補正は、認定調査等費にかかる事務費の過不足に伴う補正と介護給付費等の過不足に伴う補正などを計上いたしました。

第1条、歳入歳出予算の補正につきましては、歳出の主な補正内容を申し上げます。

まず、お手元の予算書15ページの総務費関係について申し上げます。

認定調査等費220万5,000円の追加は、要介護(要支援)認定申請者の増加に伴う役務費が主なものであります。

次に、保険給付費関係について申し上げます。

16ページの介護サービス給付費3億9,400万円の追加、17ページの介護予防サービス給付費3,470万円の追加、19ページの高額介護サービス費1,400万円の追加及び20ページの高額医療合算介護サービス費1,200万円の追加は、いずれもサービス給付費の実績見込みによる補正であります。

次に、21ページの地域支援事業費関係について申し上げます。

介護予防特定高齢者施策事業費1,012万6,000円の追加は、生活機能評価委託料の実績見込みによる 補正であります。

22ページの任意事業費114万5,000円の追加は、高齢者安否確認事務委託料及び紙おむつ支給事業 経費の実績見込みによる補正であります。

以上、歳出予算の主なものについて申し上げましたが、これらの補正総額は4億6,897万円の追加となり、補正後の歳入歳出予算総額は56億8,306万3,000円となります。

この財源といたしましては、7ページから13ページまでに掲げてありますとおり、国庫支出金1億3,030万2,000円、支払い基金交付金1億3,961万6,000円、県支出金5,859万8,000円、繰入金6,049万1,000円、前年度繰越金7,996万3,000円で対処いたしました。

次に、議案第94号 平成23年度姶良市介護保険特別会計介護サービス事業勘定補正予算(第2号) につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の補正につきまして、歳出の補正内容を申し上げます。

お手元の予算書6ページの介護予防計画作成事業費64万6,000円の追加は、介護支援専門員等の共済費であります。

以上、歳出予算につきまして申し上げましたが、補正額は64万6,000円の追加となり、補正後の歳入歳出予算総額は6,659万5,000円となります。

この財源といたしましては、5ページのサービス収入64万6,000円で対処いたしました。

次に、議案第95号 姶良市過疎地域自立促進計画の一部変更の件につきまして、ご説明申し上げます。

本件は、昨年12月に議決いただき策定いたしました姶良市過疎地域自立促進計画について一部変更を行うにあたり、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項において準用する同条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

過疎地域自立促進計画の変更にあたっては、あらかじめ県と協議を行った上で議会の議決を受ける ことが同法に規定されておりますので、県とは既に協議を終えているところであります。

今回の変更の主なものといたしましては、防災無線のデジタル化にかかる事業追加、消防施設の整備にかかる事業追加など、今後の蒲生地区における重要施策について盛り込んでおります。

次に、議案第96号 字の区域を変更する件につきまして、ご説明申し上げます。

県営農村振興総合整備事業あいら地区として船津地区のほ場整備をしてまいりましたが、このほ場整備が完了したことに伴いまして、船津地区のほ場整備を行った区域について、整備後の農道・水路・ほ場に合わせて字を変更しようとするものであります。

なお、詳細につきましては、お手元の参考資料に明記しておりますので、ご参照ください。 次に、議案第97号 字の区域を変更する件につきまして、ご説明申し上げます。

県営農地環境整備事業上名地区としてほ場整備をしてまいりましたが、このほ場整備が完了したことにともないまして、上名地区のほ場整備を行った区域について、整備後の農道・水路・ほ場に合わせ字を変更しようとするものであります。

なお、詳細につきましては、お手元の参考資料に明記してありますので、ご参照ください。 次に、議案第98号 財産の取得に関する件につきまして、ご説明申し上げます。

本件は、姶良市土地開発公社が所有する須崎地区公共用地の用地購入に伴うもので、姶良市議会の 議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求 めるものであります。

今回取得する土地は、須崎地区公共用地内の加治木町木田1377番19の雑種地2万263m $^2$ のうち 1 万4,792m $^2$ であります。取得価格は2億4,650万円で、1 m $^2$ 当たり1 万6,664円、1 坪当たり5 万5,000円となります。

取得の相手方は、姶良市宮島町26番地、姶良市土地開発公社常務理事西慎一郎で、平成23年11月2日に仮契約を締結しております。

この取得は、土地開発公社の経営の健全化に関する計画書に基づくもので、今後は、企業誘致用地として有効な活用が図れるよう引き続き取り組んでまいります。

次に、議案第99号から議案第122号までの公の施設の指定管理者の指定に関する件につきまして、 一括してご説明申し上げます。

これらの議案につきましては、現在指定管理者により維持管理を行っております21施設について、 指定期間が平成24年3月31日までとなっておりますので、次の指定管理者を指定し、また、これまで 市の直営としておりました3施設について、新たに指定管理者制度を導入するものであります。

なお、指定の期間は、平成24年4月1日から平成29年3月31日までの5年間であります。 それでは、各施設につきましてご説明申し上げます。

まず、議案第99号の龍門滝温泉は、市民の健康増進と福祉の向上を図るために設置された施設であり、所在地は姶良市加治木町木田5271番地1、指定管理者として福永建設株式会社を指定するものであります。

次に、議案第100号の住吉池公園は、住民の健康の増進を図ることを目的とし、市内外に開かれた健康、交流及びレクリエーションの拠点づくりのために設置された施設であり、所在地は姶良市蒲生町上久徳字椨木、指定管理者として特定非営利活動法人パブリックマネージメント鹿児島を指定するものであります。

次に、議案第101号の姶良市加治木福祉センターは、市民の福祉の増進及び文化教養の向上を図るために設置された施設であり、所在地は姶良市加治木町本町393番地、指定管理者として社会福祉法人姶良市社会福祉協議会を指定するものであります。

次に、議案第102号の姶良市加治木ふれあいセンターは、高齢者、身体障がい者等及び福祉団体に

所属されている方々の文化・教養の向上、福祉の増進等を目的とした交流、レクリエーション、研修等の利便に供するために設置された施設であり、所在地は姶良市加治木町本町380番地、指定管理者として社会福祉法人姶良市社会福祉協議会を指定するものであります。

次に、議案第103号の姶良高齢者福祉センターは、高齢者の方々に対して各種の相談に応ずるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションの利便に供するために設置された施設であり、 所在地は姶良市西餅田3311番地1、指定管理者として社会福祉法人姶良市社会福祉協議会を指定するものであります。

次に、議案第104号の蒲生高齢者福祉センターは、高齢者の方々に対して各種の相談に応ずるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションの利便に供するために設置された施設であり、所在地は姶良市蒲生町白男347番地、指定管理者として社会福祉法人姶良市社会福祉協議会を指定するものであります。

次に、議案第105号の姶良市デイサービスセンターは、在宅の高齢者等に対して、通所の方法により各種のサービスを提供し、自立的生活の助長、社会的孤立感の解消及び心身機能の維持向上を図るとともに、その家族の身体的並びに精神的な労苦の軽減を図るために設置された施設であり、所在地は姶良市蒲生町白男347番地、指定管理者として社会福祉法人姶良市社会福祉協議会を指定するものであります。

次に、議案第106号の加治木農産加工センターは、農林産物の付加価値を高め、特産品として開発育成することにより、農業の振興及び地域の活性化を図るために設置された施設であり、所在地は姶良市加治木町西別府3056番地2、指定管理者として加治木町農産加工株式会社を指定するものであります。

次に、議案第107号の姶良生活改善センターは、農村地域住民の社会的連帯感を高め、魅力ある生活環境をつくり、もって住民生活の向上を図るために設置された施設であり、所在地は姶良市北山849番地3、指定管理者として北山校区地域コミュニティ協議会を指定するものであります。

次に、議案第108号の姶良農産加工センターは、地域の農産物等を利用した加工製品の開発等を行い、付加価値を高め特産品としての販売を促し、本市の農林業の活性化と資質の向上を図るために設置された施設であり、所在地は姶良市北山852番地6、指定管理者として株式会社姶良農産加工を指定するものであります。

なお、加治木農産加工センター、姶良生活改善センター及び姶良農産加工センターにつきましては、 これまで市が直営で維持管理を行っておりましたが、同施設の設置目的や維持管理経費等について検 討を重ねた結果、指定管理者制度を導入することが適当であると判断いたしました。

次に、議案第109号の姶良市上名地区農村振興センターは、農村地区における営農技術、生活改善技術の研修や生産組織活動の助長とともに、担い手農家の育成、さらに住民の連帯意識の醸成と人づくりを進めるために設置された施設であり、所在地は姶良市上名2683番地2、指定管理者として上名地区むらづくり委員会を指定するものであります。

次に、議案第110号の蒲生生活改善センターは、住民相互の交流と親睦を深め、地域の活性化及び福祉の増進に寄与するために設置された施設であり、所在地は姶良市蒲生町漆355番地、指定管理者として漆地区公民館を指定するものであります。

次に、議案第111号の蒲生農産加工センターは、農林水産物等を利用した加工技術及び知識の向上 による特産品開発の拠点づくりの推進並びに農林業の活性化を図るために設置された施設であり、所 在地は姶良市蒲生町漆312番地1、指定管理者として有限会社蒲生農産加工を指定するものであります。

次に、議案第112号の蒲生物産館(くすくす館)は、本市の農林水産物・加工品・工芸品等を展示販売し、地域経済の活性化に資するとともに、市民の憩いの場として活用するために設置された施設であり、所在地は姶良市蒲生町上久徳2539番地1、指定管理者として蒲生の恵み協同組合を指定するものであります。

次に、議案第113号の姶良市さえずりの森は、市民に森林を利用したレクリエーションの場を提供することにより、市民の保健及び休養並びに緑化の推進、自然環境の保全等に関する知識の向上並びに青少年の体験学習による森林愛護思想の高揚に資するために設置された施設であり、所在地は姶良市加治木町西別府3490番地、指定管理者として特定非営利活動法人四季の会を指定するものであります。

次に、議案第114号の姶良市林業活性化センターは、生産性の高い林業経営の育成、林業の担い手育成の促進及び林業振興の活性化を推進することを目的として、林業構造の改善、地域林業者の交流の促進並びに林業技術の向上を図るための活動拠点となる研修及び集会施設として設置された施設であり、所在地は姶良市三拾町1371番地7、指定管理者として姶良西部森林組合を指定するものであります。

次に、議案第115号の姶良市龍門陶芸・健康の里は、市民の生涯学習の振興を図るとともに、健康 及び福祉の増進に寄与するために設置された施設であり、所在地は姶良市加治木町小山田1583番地1、 指定管理者として龍門司焼企業組合を指定するものであります。

次に、議案第116号の姶良市総合運動公園は、市民福祉の増進に寄与するために設置された施設であり、所在地は姶良市平松2392番地、指定管理者として特定非営利活動法人姶良スポーツクラブを指定するものであります。

次に、議案第117号の姶良市姶良体育センターは、市民の体育スポーツの振興及び健康で明るい文化的な各種行事等の用に供するために設置された施設であり、所在地は姶良市平松6252番地、指定管理者として特定非営利活動法人姶良スポーツクラブを指定するものであります。

次に、議案第118号の姶良市姶良弓道場は、市民の武道の振興及び健康の保持増進を図るために設置された施設であり、所在地は姶良市西餅田3311番地1、指定管理者として姶良弓道部を指定するものであります。

次に、議案第119号の姶良市蒲生体育館「おおくすアリーナ」は、市民の体育振興と文化的な各行事等の用に供するために設置された施設であり、所在地は姶良市蒲生町北24番地1、指定管理者として特定非営利活動法人姶良スポーツクラブを指定するものであります。

次に、議案第120号の姶良市大楠運動公園球技場は、市民の体位・体力の向上と相互親睦を図るために設置された施設であり、所在地は姶良市蒲生町白男235番地、指定管理者として特定非営利活動法人姶良スポーツクラブを指定するものであります。

次に、議案第121号の姶良市大楠運動公園多目的屋内運動場は、市民の体位・体力の向上と武道の振興を図るために設置された施設であり、所在地は姶良市蒲生町白男293番地1、指定管理者として特定非営利活動法人姶良スポーツクラブを指定するものであります。

次に、議案第122号の姶良市蒲生弓道場は、市民の武道の振興及び健康の保持増進を図るために設置された施設であり、所在地は姶良市蒲生町白男352番地、指定管理者として蒲生弓道部を指定する

ものであります。

以上、議案第99号から議案第122号までの公の施設の指定管理者の指定に関する件につきまして、 お手元の参考資料に各対象施設及び指定管理候補者の概要並びに指定管理候補者選定委員会における 審査結果一覧を記載しておりますので、ご参照ください。

次に、議案第123号 鹿児島広域市町村圏協議会の廃止に関する件につきまして、ご説明申し上げます。

この広域市町村圏制度は、日常生活圏域の拡大に対応するために昭和45年に発足し、本協議会は昭和47年に2市14町2村で発足いたしました。

昨年の姶良市誕生に伴い4市2村となり、また、この協議会で策定いたしました広域行政圏計画については平成14年度から平成23年度までの期間となっており、さらに国の広域行政圏計画策定要綱につきましても平成21年3月31日で廃止となっていることから、本協議会の廃止について、関係機関と協議するため、地方自治法第252条の6の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、諮問1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求める件につきまして、ご説明申し上げます。 人権擁護委員として、ご活躍いただいております川野博敏氏が、平成24年3月31日をもって任期満 了となりますので、再度川野氏を委員候補者として推薦するものであります。

川野氏は、鹿児島大学を卒業後、中学校教諭として永年勤務し、帖佐中学校を最後に退職され、退職後は姶良教育事務所社会教育指導員として青少年の健全育成やPTA運営の指導助言に積極的に取り組まれ、また、学習専門員・天文指導員として生涯教育の向上に尽力されました。

平成18年4月からは、人権擁護委員としても豊富な経験をいかんなく発揮され、さまざまな相談に 精力的に取り組まれております。

人柄は温厚誠実で、識見も高く、広く社会の実情にも精通されております。

これまでの2期6年の経験を生かし、今後も、その職務を十分に遂行できる最適任者と認め、諮問するものであります。

次に、諮問2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求める件につきまして、ご説明申し上げます。 人権擁護委員として、ご活躍いただいております餅原正徳氏が、平成24年3月31日をもって任期満 了となりますので、後任として久保山靖氏を委員候補者として推薦するものであります。

候補者の選考にあたりましては、人権擁護委員年齢基準及び人権擁護委員法の趣旨等を十分に勘案 し、本市の人権擁護委員として活発な活動が期待でき、かつ人権擁護について理解のある方を委員候 補とすることを念頭におき、人選を進めてまいりました。

久保山氏は、旧蒲生町役場での行政職31年の経験を生かし、現在は行政書士として活躍され、また、 福祉関係の事業を展開し、高齢者の在宅介護や障がい者への支援など、福祉の分野に積極的に取り組 まれております。

人柄は温厚誠実で、識見も高く、広く社会の実情にも通じ、人権擁護委員として活発な活動が期待 される方であります。

今後、その職務を十分に遂行できる最適任者と認め、諮問するものであります。

以上、提案をいたしております議案39件及び諮問2件につきまして、一括してその概要をご説明申 し上げましたが、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたし ます。 **〇議長(兼田勝久君)** 提案理由の説明が終わりました。

**〇議長(兼田勝久君)** ここでお諮りします。

ただいま提出案件41件について提案理由の説明が終わりましたが、各案件の処理は、12月13日の 会議で行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**〇議長(兼田勝久君)** 異議なしと認めます。

したがって、各案件の処理は、12月13日の会議で処理することに決定しました。

〇議長(兼田勝久君) 以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

したがって、本日の会議は、これをもって散会とします。

なお、次の会議は、12月2日午前8時40分から開きます。

(午後1時45分散会)